

麻生区細山サービス事業所設置・運営法人の資格審査要項に係る質問に対する回答について

●質問期間中に受付けた質問と回答

質問1	1 (2) ①施設入所支援について、現行のつばき寮は継続するのか、新規契約となるのか。
回答	継続することでお考え下さい。
質問2	1 (2) ②生活介護について、現行のつつじ工房の利用者は継続するのか、新規契約となるのか。また卒業生の状況や職員確保により、毎年10名の受け入れは困難となる場合が想定される。 既存施設とはつつじ工房を指すのか、またはしんゆりなど他施設（他法人を含む）からの移行希望者を受け入れる場合、移行先の施設に卒業生受け入れ枠が発生するという事か、その場合の卒業生の意思決定は確保されるのか。 重症心身障害者を一定数でも受け入れる場合、設備上のあつらえがあらかじめ必要となる。その場合想定している面積より増大する可能性が高い。「望ましい」との意味は「将来実施するように」との意味か。 ⑥一時預かり事業との関係性について、本体通所施設利用者と⑥は外部利用者の意味か。
回答	<ul style="list-style-type: none"> ・つつじ工房の利用者は継続することでお考え下さい。 ・10名ずつの受け入れについてですが、「卒業生の状況を踏まえ、毎年数名ずつ定員を増やしていくものとします。」に修正します。 ・既存施設は、他施設のことを指しており、他施設の利用者を受け入れる場合は、その施設（他施設）でも卒業生の利用意思のもと、積極的に卒業生を受け入れてもらうことを条件にしています。 ・重症心身障害者については、現時点で想定する設備等の大きな変更をしてまでの受け入れをお願いするものではありません。 ・延長支援加算の取得が可能な体制は不要とし、この規定は削除します。
質問3	1 (2) ③短期入所について、つばき寮併設型でよろしいか。
回答	つばき寮併設型で構いません。施設内で定員20名を確保してください。
質問4	1 (2) ④就労継続支援について、現行利用者は継続するのか、新規契約となるのか。
回答	基本的に継続することを想定しております。
質問5	1 (2) ⑤相談支援について、⑦障害者生活支援・地域交流事業との関係性。既存の施設に併設されている指定特定相談支援との関係性。当該施設の相談支援は兼務の場合作成できない。地域相談支援も指定を取っていない。
回答	1 (2) ⑤については、基本的に既存の利用者への相談支援を継続していただき、1 (2) ⑦については、新たに相談支援事業所（計画相談支援及び地域相談支援）の指定を取得し実施していただくことを想定しております。令和2年度仕様書においては、地域生活支援員の配置は3人とし、そのうち1人は、相談支援専門員の資格を有するとともに、障害特性を踏まえた支援を行うことができる専任の常勤職員としています。
質問6	⑥日中一時支援事業について、要項は障害児も含まれているが、ここでは障害者のみでよろしいか。本体通所施設と分けて（人的、設備的、予算的）運営するのか。
回答	川崎市日中一時支援事業（障害児・者一時預かり）は、第11条の指定、第15条の指定による事業運営があります。第11条は障害児者とも対象としますが、第15条は障害者の夕方の支援を行うもので、対象は障害者です。第15条の場合、生活介護事業の場所を使うので、生活介護事業の設備を活用することとなります。職員は利用者が混乱しないよう配慮していただく必要はありますが、可能な範囲で兼務をすることはできます。また、事業費の会計は分けて管理をお願いします。
質問7	⑦障害者生活支援・地域交流事業について、既存の市民交流事業との関係性。委託の福祉啓発促進事業と補助の就労支援事業の内容が本要項上に記載されていない。別紙2第6条6項及び7項のボランティア育成は福祉啓発促進事業の事業内容と一部重複しているが、それ以外の障害者生活支援・地域交流事業の多くは相談支援センターの担う業務に近く、5項の内容も⑤に共通している。⑤本体施設利用者と⑦外部利用者という住み分けか。
回答	障害者生活支援・地域交流事業と市民交流事業の委託等の範囲については、今後整理をさせていただきます。

質問 8	2 (1) 建設工事費補助について、拠点型通所施設の補助は15/16ではないのか。地中埋設物の撤去工事まで平成30年9月に見積もられていたか。
回答	拠点型通所施設の補助金について、整備費用については、「川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金交付要綱」に基づき3/4の補助となり、借入金の返済に充当する償還金については、「民間障害児（者）施設等補助金交付要綱」に基づき償還金の3/4が補助となります。入所施設については、償還金補助の対象外となります。 地中埋設物の撤去工事については、建設工事若しくは解体工事に対応していただくことを想定しております。
質問 9	2 (1) 造成工事費補助について、外構工事の補助（178, 200千円）について
回答	外構工事については、建設工事に含まれます。外構工事費用を含めた建設工事費として計画してください。
質問 10	2 (1) 償還金補助について、福祉医療機構で借入が可能か。協調融資の考え方か。市の単独融資の考え方か。
回答	福祉医療機構での借り入れの可否については、当該機構へ御確認ください。
質問 11	2 (1) 初度調弁補助について、設備か備品に該当するか。送迎車両等の考え方はあるか。
回答	工事が発生しない備品や車両が該当します。なお、設備については該当しません。
質問 12	2 (1) 川崎市福祉施設整備資金融資制度について、福祉医療機構とは別に借り入れできるのか
回答	福祉医療機構の借り入れの可否については当該機構へ御確認ください。また、本市融資制度については、本市が融資を行うものではなく、「川崎市福祉施設整備資金融資制度要項」第2条第6項に規定する「取扱金融機関」が融資を行うものです。融資限度額上限等の一定の制約があります。
質問 13	5 3 非木造社会福祉施設老朽度調査票（様式3）について、30年度サマーレビュー時の調査票で流用可能か。
回答	30年度調査票から大きく変わった箇所がなければ流用可能です。
質問 14	5 4 施設に係る各階平面図等（様式任意）について、概略設計時の図面で流用可能か。
回答	概略設計時の図面で流用可能ですが、必要な図面を揃えて提出してください。
質問 15	5 6 施設長予定者の履歴書（様式任意）について、組織上、施設長の配置は確定していないが、現状の法定施設の施設長でよいか。
回答	現時点における計画として想定している施設長としてください。
質問 16	5 8 初度調弁費の積算根拠資料（様式任意）について、基本設計上で初度調弁費に含まれるかどうか（設備or備品）確定するまで未定。
回答	設備については建設工事費、備品については初度調弁費として現時点における計画ベースで記載してください。
質問 17	5 14 施設整備に係る資金計画書（様式8）について、事前相談についてはスケジュール的に間に合わない。川崎市の償還金補助制度の確認が必要と思われる。
回答	現時点における計画ベースの事業費と補助金で事前相談してください。

質問18	11(4)①建設工事の請負業者について、指名競争入札との考え方。
回答	要項記載のとおり一般競争入札として下さい。入札業者が見込めない場合や不調となった際は市と協議してください。
質問19	11(6)施設の管理運営業務の一部を委託する場合や、備品・消耗品、食材量その他施設運営上必要な物品等を購入する場合等は、～略～川崎市内業者を活用して下さい。について、可能な限りでよいか。
回答	「補助金交付事業に係る市内中小企業への優先発注に向けた基本方針」を御確認ください。対象としては、100万円を超える補助金等を交付された補助事業(工事請負・物品の購入・業務委託)となります。また、特殊な物品の調達で購入先が限定されるなど例外について規定しております。

川崎市健康福祉局
総務部 施設課
障害保健福祉部 障害計画課
障害福祉課
電話 044-200-0458
E-mail:40sisetu@city.kawasaki.jp